

第十九回国会
衆議院

建設委員会
議録第二十一号

昭和二十九年四月十五日(木曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君、
理事 内海 安吉君、理事 瀬戸山三男君、
理事 田中 角榮君、理事 佐藤虎次郎君、
理事 細野三千雄君、理事 逢澤 寛君、
阿村利右衛門君、高木 松吉君、
高田 敏市君、仲川房次郎君、
堀川 恭平君、松崎 朝治君、
赤澤 正道君、三鍋 義三君、
和田 博雄君、菊川 忠雄君、
只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設事務官(大 石 敬 二朗君)
建設事務官(小 石 敬 二朗君)
建設事務官(計 澁 江 操一君)

委員外の出席者

建設事務官(計画 鶴海良一郎君)
建設事務官(調査 西畑 正倫君)
建設事務官(調査 田中 義一君)

四月十四日

委員山田長司君辭任につき、その補
欠として安平鹿一君が議長の指名で
委員に選任された。

四月十三日

建設機械抵当法案(内閣提出第一四
六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

道路整備費の財源等に関する臨時措

第一類第十六号

建設委員会議録第二十一号 昭和二十九年四月十五日

置法の一部を改正する法律案(内閣
提出第八六号)

土地区画整理法案(内閣提出第一二
八号)
土地区画整理施行法案(内閣提出第
一二九号)
公共工事の前払金保証事業に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣
提出第一四二号)

建設機械抵当法案(内閣提出第一四
六号)

○久野委員長 これより会議を開きま
す。

道路整備費の財源等に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

本案につきましましては、すでに質疑は
終了しておると存じますので、これに
て質疑は終了いたします。

ただいまより本案を討論に付しま
す。田中角榮君。

○田中(角)委員 私は自由党を代表し
たしまして、本法案に賛成の意見を申
し述べます。

本法律は、道路整備の必要性のため
に、長い間の懸案であつたものが、よ
うやく去る国会において衆参両院を通
過し、その実施年度であります本年度
に、財政措置のためとはいはれないが、
かかる種の改正をなさなければならな
いことは、提案委員会であつた建設委
員会の委員としては、はなはだ本意
であります。政府の二十九年予算算
編成にあつた超額増収の確立と
いう大目的のために、二十九年年度に限

りかかる措置をとらざるを得なかつた
事情も、遺憾ながら了しなければなら
ない現段階におきましては、二十九
年度に限りやむを得ざる措置として、
本改正案を認めなければならぬとい
う考えであります。但し、この法律が
三十年以後の予算編成時におきまして
も、本年予算編成時におきましては
同じような事由をもつてなおかつ、か
かる措置が将来とも継続せられて、本
法律立案の趣旨がまづたく減却せられ
るような場合がありと仮定するなら
ば、われわれはこの法案には賛成しが
たいわけでありませう。ただやむを得ざ
る措置として、二十九年年度の揮発油課
与税に関する法律の措置としての改正
でありますので、三十年年度以後は、法
律の趣旨が遺憾なく發揮せられるとい
うことを前提としての、やむを得ざる
賛成であることを、はつきりと申し上げ
ておきたいと考えるわけでありま
す。

なお、当委員会におきまして本法案
審議の過程において、大蔵大臣及び建
設大臣、地方自治庁長官その他関係政
府委員諸君の言明の通り、昭和三十年
度以後は、道路整備費の財源等に関す
る法律の趣旨すなわち両院の院議が、
いかなる状態にあつても、最優先的に
尊重せられるということを前提とし
て、賛成の意見を申し上げるわけであ
ります。

○久野委員長 赤沢正道君。

○赤沢委員 改進黨を代表いたしまし
て道路整備五箇年計画の一部改正に賛
成いたします。

成いたすものであります。

この法律の立法の趣旨に關しまして
は、今田中委員からも発言がありまし
たが、今回この一部改正措置を、われ
われは遺憾ながらのまざるを得なかつ
た、国の一兆円予算の現在の経済時局
のもとにおける重大性にかんがみまし
て、私どもは譲歩をいたしましたのであ
りますが、ただいま述べられましたよ
うに、私どもはこのガソリン税が全面
的に道路の五箇年計画に沿うて使用さ
れるというのを期待いたしておりま
すし、また国民全部が期待をいたして
おるところでございます。従いまし
て、この改正の、いわゆる二十九年
度の三分の一のうち、四十八億は、もち
ろ五箇年計画に沿うた線において使
われなければならぬとせんし、残余の金
額も、やはり道路整備、なおひいては
五箇年計画を達成する意味において使
われるというのを私どもは期待をい
たしております。なお三十年年度以降に
おきまして、今まで自治庁の長官その
他の意向をただしたのでございませう
けれども、いさか御答弁に明確を欠い
ておる点があるように私は考えます。

この点についても、三十年以降は、ガ
ソリン税が余すところなく、完全に道
路整備五箇年計画に沿うて使われるべ
きものであると確信もいたしますし、
またその意味において私は今回の一部
修正に賛意を表するものであります。

今回の二十九年年度の予算が三分の一
だけ減るといふことは、この法律の出
発にあつたのは、はなはだ遺憾とは思
いますけれども、事象やむを得ません
ので、そういう意味におきましてこの
一部改正案に賛成をいたす次第であ
ります。

○久野委員長 三鍋義三君。

○三鍋委員 私は日本社会党を代表し
たしまして、ただいま提案になりまし
た道路整備費の財源等に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案に賛成の
討論をせんとするものであります。

吉田政府の財政計画というものは、
何ら計画性がなく、その場限りの、行
き当たりばつたりであることは、すで
に幾多の事実がこれを証明するところ
であります。その最後のあがきが今度
の一兆円緊縮予算となつて現われたの
で、これがためにあらゆる面にたいへ
んな無理を生じていることは、皆さん
御承知の通りであります。なかつた
く、当委員会におきまして道路整備費
の財源等に関する臨時措置法の一部を
改正する法律案の審議の過程におきま
して、与党の委員諸君自体が強硬に反
対の意見を表明されたことを考えてみ
ましても、ある委員のごときは、から
だを張つてでもという強い表現で反対
された点を考えてみましても明らかで
あります。十六国会におけるところ
の道路整備五箇年計画の議員立法の精
神から申し上げても、この強い反
対意思の表明というものは、むしろ当
然であるといわなければならぬのであ
ります。わが党といたしまして反対
以上のものであります。はなはだ、あまりに
も無定見な政府の措置につきまして、

問題にならない法案と考えまして、あまり意見を述べなかつたのでありますけれども、この際大乗的見地に立つて、二十九年に限る臨時措置法として、これに賛成の討論をする次第であります。

○久野委員長 細野三千雄君。

○細野委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案にまつころから反対するものであります。

この道路整備費の財源等に関する臨時措置法は、御存じの通り昨年議員の提案で案をせられ、しかも両院においてだれ一人の反対もなく、満場一致をもつて成立した法案であります。いわばこの法案は、国民の結意によつてでき上つた法律といわなければなりません。しかるに何ぞや、そういう国民の結意でできた法律を一回も実施することなく、ただちに最初の年度から改正するなどは、もつてのほかであります。ことに吉田総理は、今年の施政方針演説において、道路重点主義を言われておる。この施政方針演説からいしても、政府がかような法案を出すということは、まづたく国民を欺くものはなほだしいといわなければなりません。ことに道路は、何と言いましても経済自立の一番の重大な要素であります。なるほど昨年立法当時の税率から計算すれば、その当時予想せられておつた税収入は、四十八億はひもつきになつて道路にまわされたからさしつかえないじやないかという議論もあるかもしれませんが、この法案を制定しました當時には、税の増収とかあるいは減収とか、そういう変更があるでもあらうということを予想して——税収は

多くなければなるほど多々ます／＼弁すでありまして、そういうことも当然予想しておつたのであります。その当時の税収の予定額はひもつきだからといつて、私はこの法案に賛成するわけには参りません。なるほど附則においては「昭和二十九年に限り」とありますが、こういう附則は来年になつてこれを改正しようと思えばなし得るのであります。昭和二十九年に限りという保証は何もありません。私はかような国会軽視の法案に對しては、反対せざるを得ないのであります。

以上反対の理由であります。

○久野委員長 これにて討論は終局いたしました。

ただいまより本案につきまして採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。本案に關し、まず委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○久野委員長 御異議なしと認めてさうとりはからいます。

○久野委員長 公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案及び建設機械抵当法案の両案を一括して議題とし、まず建設機械抵当法案につきまして提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官。

建設機械抵当法案

建設機械抵当法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、建設機械に關する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「建設機械」とは、建設法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の用に供される機械類をいう。

2 前項の機械類の範囲は、政令で定める。

(所有権保存登記)

第三条 建設機械については、建設法第二条第三項に規定する建設業者で、その建設機械につき第三者に對抗することのできる所有権を有するものの申請により、所有権保存の登記をすることができ、但し、次条に規定する打刻又は検査を受けていない建設機械については、この限りでない。

2 質権又は差押、仮差押若しくは仮処分目的となつてゐる建設機械については、所有権保存の登記がされたときは、その登記は、質権者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者に対しては、効力を生じない。

(打刻)

第四条 前条第一項の規定により建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、あらかじめ、当該建設機械につき、建設大臣の行方記号の打刻又はすでに打刻された記号の検査を受けなければならない。

2 前項の記号の打刻及び検査に關し必要な事項は、政令で定める。

3 建設大臣は、政令の定めるところにより、第一項に規定する打刻又は検査に關する事務を都道府県知事に委任することができる。

4 何人も、第一項の規定により打刻した記号をき損してはならない。

(抵当権の目的)

第五条 既登記の建設機械は、抵当権の目的とすることができ、(抵当権の内容)

第六条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した既登記の建設機械(以下「抵当建設機械」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(對抗要件等)

第七条 既登記の建設機械の所有権及び抵当権の得喪及び変更は、建設機械登記簿に登記をしなければ、第三者に對抗することができない。

2 建設機械登記簿は、一個の建設機械につき一用紙を備える。

(登記用紙の閉鎖)

第八条 建設機械の所有権保存の登記後三十日以内に抵当権設定の登記がされないとき、又は抵当権の登記が全部まつ消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がされないときは、登記官は、当該建設機械の登記用紙を閉鎖しなければならない。但し、所有権の登記以外の登記があるときは、この限りでない。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、建設機械の登記に關し必要な事項は、政令で定める。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第十条 抵当権は、抵当建設機械に附加して一体となつてゐる物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定めがある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

(不可分性)

第十一条 抵当権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、抵当建設機械の全部につき、その権利を行使することができる。

(物上代位)

第十二条 抵当権は、抵当建設機械の売却、賃貸、滅失又は損によつて抵当権設定者が受けるべき金銭その他の物に對しても、これを行使することができる。この場合においては、その払渡又は引渡前に差押をしなければならぬ。

(物上保証人の求償権)

第十三条 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当建設機械の所有権を失つたときは、保証債務に關する規定に従ひ、債務者に対して求償権を有する。

(抵当権の順位)

第十四条 数個の債権を担保するため同一の建設機械につき抵当権を設定したときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

(先取特権との順位)

第十五条 同一の機械につき抵当権及び先取特権が競合する場合に於ては、抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(担保される利息等)

第十六条 抵当権者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分についてののみその抵当権を行使することができる。但し、それ以前の定期金についても満期後特別の登記をしたときは、その登記の時からこれを行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金と通算して二年分をこえることができない。

(抵当権の処分)

第十七条 抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することが出来る。

2 前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした附記の前後による。

第十八条 前条第一項の規定による抵当権の処分は、民法第四百六十七条の規定に従い、主たる債務者にこれを通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、その債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に對抗することができない。

2 主たる債務者が前項の通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の同意を得ないでその弁済は、その受益者に対抗することができない。

(代価弁済)

第十九条 抵当建設機械を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じ、その代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

(第三取得者の費用償還請求権)

第二十条 抵当建設機械を取得した第三者が抵当建設機械につき必要費又は有益費を出したときは、民法第九百九十六条の区別に従い、抵当建設機械の代価をもつて最も先にその償還を受けることができる。

(共同抵当の代価の配当)

第二十一条 債権者が同一の政権の担保として数個の建設機械の上に抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各建設機械の価格に応じてその債権の負担を分ける。

2 ある抵当建設機械の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価につき債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次の順位にある抵当権者は、右の抵当権者が前項の規定により他の抵当建設機械につき弁済を受けるべき金額に達するまでこれに代位して抵当権を行使することが出来る。

3 前項後段の規定により代位して抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を附記することが出来る。

(一般財産からの弁済)

第二十二条 抵当権者は、抵当建設機械の代価で弁済を受けない債権の部分についてののみ他の財産から弁済を受けることができる。

2 前項の規定は、抵当建設機械の代価に先だつて他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。

3 前項の場合において、抵当権者に第一項の規定による弁済を受けさせるため、他の各債権者は、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することが出来る。

(時効による消滅)

第二十三条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によつて消滅しない。

第二十四条 債務者又は抵当権設定者以外の者が抵当建設機械につき取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、抵当権は、これによつて消滅する。

(質権設定の禁止)

第二十五条 既登記の建設機械は、質権の目的とすることができない。

(既登記の建設機械に対する強制執行等)

第二十六条 既登記の建設機械に対する強制執行については、地方裁判所が執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、既登記の建設機械の競売について準用する。

(補則)

第二十七条 第二条第二項の規定に基く政令の改正により新たに建設機械となつたもので、その改正の際現に道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)により所有権の登録を受けているものは、その登録がある間は、同条に規定する建設機械でないものとみなす。

2 第二条第二項の規定に基く政令の改正により建設機械でなくなつたもので、その改正の際現に所有権の登記があるものは、その登記がある間は、同条に規定する建設機械とみなす。

第二十八条 この法律で政令又は最高裁判所の定めるところに委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な細則は、政令で定める。

(罰則)

第二十九条 第四条第四項の規定に違反して記号をき損した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十条 競売を免れる目的をもつて抵当建設機械を隠匿し、又は損壊した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において、政令で定める。

(自動車抵当法の改正)

2 自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の但書を加える。

但し、特殊自動車で建設機械抵当法(昭和二十九年法律第百八号)第二条に規定する建設機械であるものを除く。

(道路運送車両法の改正)

3 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

第九十七条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、自動車抵当法第二条但書に規定する特殊自動車については、適用しない。

(経過規定)

4 この法律の施行の際現に道路運送車両法により所有権の登録を受けている建設機械については、その登録がある間は、なお、従前の例による。

5 陸運局長は、この法律の施行の日から十五日以内に、前項に規定する建設機械の自動車登録原簿の原本を建設大臣に送附しなければならぬ。

6 陸運局長は、附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条又は第十六条の規定による主たる消滅をされたときは、その旨を、遅滞なく、建設大臣に通知する。

知しなければならぬ。

7 建設大臣は、附則第四項に規定する建設機械については、前項の規定による通知を受けるまでは、第四條の規定による打刻をすることができない。

(登録法の改正)

8 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三ノ六の次に次の一条を加える。

第三條ノ七 建設機械ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 抵当権ノ取得 千分ノ三

二 抹消シタル登記ノ回復 金三十円

三 仮登記 金三十円

四 建設機械每一箇 金三十円

五 登記ノ更正、変更又ハ抹消 金三十円

建設機械每一箇 金三十円

九 担保附仕債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四号ノ三の次に次の一号を加える。

四ノ四 建設機械抵当

(国税徴収法の改正)

10 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條ノ三第一項中「若ハ船舶」を「船舶若ハ登記シタル建設機械」に改める。

(建設省設置法の改正)

II 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十五号の二の次に次の一号を加える。

第二十五の三 建設機械抵当に関すること。

第四條第二項中「第二十五号、第二十五号の二」を「第二十五号から第二十五号の三まで」に改める。

○南政府委員 たいに提案になりました建設機械抵当法案の提案理由並びにその大要について御説明申し上げます。

近時電源開発事業の創立を初め、治山治水対策事業、道路整備、農地開拓、災害復旧事業その他各種国土総合開発事業等の推進によりまして、建設工事の量はたいへん増加するとともに、工事の規模も非常に拡大いたして参つてゐるものであります。これら諸工事を機械化してその工期を短縮し、工費を節減してその能率的施行をはかりま

すことは、わが国経済再建のため緊急不可欠のことと考える次第でございます。しかしこれら工事の要する建設機械につきましても、一部の大規模な設備的な機械は、その多くは発注者において購入して建設業者に貸与いたすのを例としておりますが、その他の大部分は、建設業者がみずから購入する資金はもとより莫大な額に上つております。しかるにわが国の建設業者の自己資本はいまだ貧弱でありまして、とうてい建設機械の購入資金をまかな

うことは困難で、大部分を金融機関からの借入金にまたなければならぬ現状であります。従来におきましては建設業者はかかる建設機械購入に要する資金を、主として銀行より借り入れます。短期運転資金によつて、辛うじて調達して来たのであります。これは事業の経営に大きな負担となつており、新規建設機械の購入等は抑制されざるを得ない状態となつて来ているのであります。従いまして、工事の機械化を促進いたすためには、どうしても長期資金を確保いたさねばならないのであります。そのためには企業設備等を担保化する道を開き、建設業者に新たに担保能力を増加せしめることが必要であります。現行法制によりましては、建設業者は、その事業の特殊性から、各種の財団抵当法によつて抵当権を設定することはできないところであります。また不動産等を担保化する道は開かれていても、それによつて莫大な建設機械の購入資金を調達することはとうてい不可能であります。従つて、かかる建設機械について動産抵当制度を確立して、従来適当な担保物を有しなかつた建設業者に、建設機械を担保化する道を開き、金融機関からの長期融資を容易ならしめ、これにより建設工事の機械化を促進し、欧米各国に比べて著しく立ち遅れているわが国建設業の合理化をも推進しようとするのが、この建設機械抵当法案提案の理由でございます。

以下本案の大要を簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法案におきましては、農業動産信用法における農業動産、自動車抵当法における自動車及び航空機械

当法における航空機の例にならつて、建設機械につきまして個々の抵当権を設定することのできる動産抵当制度をとることとしたのであります。

この建設機械は、建設工事の用に供せられる機械類であります。これが範圍は相当規模以上のものに限定することとし、これを政令で明確に規定することとしたのであります。

第二に、公示の方法といたしましては、登記制度をとることとしたのであります。登記制度をとることとしたのは、実な運用をはかりやすために、建設業法に規定する建設業者で、建設大臣又は都道府県知事が記号の打刻を行つた建設機械についてだけ、所有権保存の登記をなすことができ、この保存登記がなされたものについてのみ、抵当権が設定できることとしたのであります。

第三に、抵当権の内容、對抗要件、抵当権の効力の及ぶ範圍、不可分性、物上代位、物上保証人の求償権、抵当権の順位、被担保債権の範圍、代償弁済、第三取得者の費用償還請求権、共同抵当の代償の配当、一般財産からの弁済、時効による消滅、取得時効による消滅、抵当権の処分等につきまして所要の規定をいたしたのであります。が、いずれも民法の規定に準じて規定いたしてあります。また先取特権との順位につきましては、動産の先取特権の第一順位と同順位とし、他の動産抵当法におきまして同様と排除は認めないこととし、既登記の建設機械につきましては、質権の設定を禁止いたしました。

第四に、強制執行、競売等につきましては、登記制度をとりました関係

上、不動産についてと同様、地方裁判所が執行裁判所として管轄することとしたとして、その手続等必要な事項は最高裁判所がこれを定めることとしたのであります。

第五に、この法律の効果を確保いたしますために、所要の罰則を付しました。

第六に、この法律の実施によりまして、自動車抵当法、道路運送車両法につきまして若干の調整を加える必要がありまして、それらの各法律の改正及び経過規定を本法案の附則において行いますとともに、登録法、担保附仕債信託法、国税徴収法、建設省設置法等につきましても所要の改正を行つておきます。

以上が、建設機械抵当法案の大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 両案につきまして、さらに補足説明を聴取いたします。石破官房長。

○石破政府委員 初めに前回の委員会におきまして提案理由を御説明申し上げました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。この改正法律案では、主要な改正点が大体三點あるのでございます。第二條の第一項の改正と第十九條の改正と、それから第十九條の二を入れました点がおもな点でございます。その他これらに関連して必然的に改正を要する点を盛り込んでおる次第でございます。

まず第一に、第二條の改正について御説明申し上げます。

第二條は、建設機械抵当法案の第一條に、建設機械の購入資金をまかなうことは困難で、大部分を金融機関からの借入金にまたなければならぬ現状であります。従来におきましては建設業者はかかる建設機械購入に要する資金を、主として銀行より借り入れます。短期運転資金によつて、辛うじて調達して来たのであります。これは事業の経営に大きな負担となつており、新規建設機械の購入等は抑制されざるを得ない状態となつて来ているのであります。従いまして、工事の機械化を促進いたすためには、どうしても長期資金を確保いたさねばならないのであります。そのためには企業設備等を担保化する道を開き、建設業者に新たに担保能力を増加せしめることが必要であります。現行法制によりましては、建設業者は、その事業の特殊性から、各種の財団抵当法によつて抵当権を設定することはできないところであります。また不動産等を担保化する道は開かれていても、それによつて莫大な建設機械の購入資金を調達することはとうてい不可能であります。従つて、かかる建設機械について動産抵当制度を確立して、従来適当な担保物を有しなかつた建設業者に、建設機械を担保化する道を開き、金融機関からの長期融資を容易ならしめ、これにより建設工事の機械化を促進し、欧米各国に比べて著しく立ち遅れているわが国建設業の合理化をも推進しようとするのが、この建設機械抵当法案提案の理由でございます。

以下本案の大要を簡単に御説明申し上げます。

第一に、本法案におきましては、農業動産信用法における農業動産、自動車抵当法における自動車及び航空機械

当法における航空機の例にならつて、建設機械につきまして個々の抵当権を設定することのできる動産抵当制度をとることとしたのであります。

この建設機械は、建設工事の用に供せられる機械類であります。これが範圍は相当規模以上のものに限定することとし、これを政令で明確に規定することとしたのであります。

第二に、公示の方法といたしましては、登記制度をとることとしたのであります。登記制度をとることとしたのは、実な運用をはかりやすために、建設業法に規定する建設業者で、建設大臣又は都道府県知事が記号の打刻を行つた建設機械についてだけ、所有権保存の登記をなすことができ、この保存登記がなされたものについてのみ、抵当権が設定できることとしたのであります。

第三に、抵当権の内容、對抗要件、抵当権の効力の及ぶ範圍、不可分性、物上代位、物上保証人の求償権、抵当権の順位、被担保債権の範圍、代償弁済、第三取得者の費用償還請求権、共同抵当の代償の配当、一般財産からの弁済、時効による消滅、取得時効による消滅、抵当権の処分等につきまして所要の規定をいたしたのであります。が、いずれも民法の規定に準じて規定いたしてあります。また先取特権との順位につきましては、動産の先取特権の第一順位と同順位とし、他の動産抵当法におきまして同様と排除は認めないこととし、既登記の建設機械につきましては、質権の設定を禁止いたしました。

第四に、強制執行、競売等につきましては、登記制度をとりました関係

第二条の改正は、改正点が二点ございまして、第一には、日本電信電話公社——これはこの公共工事の前払金保証事業に関する法律が制定せられ、施行せられたときには、まだ公社でありませんでした。電気通信省でありましたが、その後公社として独立いたしましたので、これに伴って必要な改正をいたし、これを追加いたしました次第でございます。

次に、最近ダムの建設等、大規模の工事の発注に伴いまして、土木建築に関する工事と同様に、建設機械の製造代金を前払いし、その製造を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な施工に万全を期する必要があるもので、国、地方公共団体等が建設機械の製造代金を前払いする際に、保証事業会社がこれを保証できるようにした点でございます。すなわち土木建築に関する工事のうちに、それらの工事の用に供することを目的とする建設機械の製造を含むことといたしまして、前払金の保証の範囲を、工事だけでなく、建設機械の製造にまで拡張いたしました点でございます。

次に、第十九条の改正について申し上げますと、建設業者の建設機械に関する資金に關し、長期融資を容易ならしめ、もつて公共工事の施工を確保するために、現行法によつて認められております運転資金に關する金融保証と同様に、建設機械購入の資金を金融機関から借り入れる場合に、その債務を保証することを、これも保証会社の兼業としてできますように、第二号に追加したものであります。これに伴う所要の条文整理をいたしまして、第二号を第三号としたのでございます。

次に、第十九条の二の条文を新設しようとするものでございます。現行法によりまして、金融保証約款につきましても、実は監督規定がないのでございまして、第十九条の改正により、保証事業会社に行わせず金融保証の業務が今度追加されることになりまして、金融保証約款も、やはり建設大臣の承認にすること等の規定を設けて、この監督を強化する、こういう意味であります。すなわち第一項が承認に關する規定でございますし、第二項は金融保証約款で定める事項を建設省令で定めることを規定したものでございまして、その他必要な事項については、前払金の保証約款に關する規定を準用することを第三項に規定いたしましたものでございます。

第二十一条と第二十五条の第一項、第二十六条の改正は、以上御説明申し上げました第二号、第十九条及び第十九条の二の改正あるいは新設に伴い、必然的に整理を要しますので、所要の条文の整理を行ったものでございまして、以上簡単でございますが、公共工事の前払金保証事業に關する法律の一部を改正する法律案の逐条説明を終ります。

次に、ただいま提案理由を御説明申し上げます。すなわち本法は、新たに制定いたしました。すなわち本法は、新たに制定し得るようになり、これによつて長期資金の確保等に寄与し、もつて建設工事の機械化の促進をはかる目的とする旨を宣言した次第でございます。

第二条は、この法律における建設機械の定義を規定したものでございまして、本法において抵当権の設定を認めます建設機械は、建設業法第二十一条の別表に定めず土木工事等二十二の建設工事の用に供される建設機械類であることを規定し、その具体的な範囲は政令で定めることといたしてあります。政令に規定します建設機械類の範囲につきましても、まだ検討中ではございまして、大体の方針といたしましては、最初のうちは本法の円滑な実施を確保する必要から考えまして、大抵ブルドーザー程度以上の機械類に限定したいかがかという程度に考えておりますが、本法実施の経験を重ねるに従ひまして、この範囲はだんだん広げて行くようになって来るものと考えております。初めは範囲を少し小さくしまして、だんだんこれが広がれるように行けばけっこうだと考えております。

第三条は、所有権保存登記に關する規定であります。すなわち建設機械に抵当権を設定しようとする者は、まず第四条の規定によりまして当該建設機械に建設大臣または都道府県知事に、政令で定める記号の打刻を受ける申請をし、その打刻——すでに打刻済みの建設機械につきましてもは検認の制度をとるといふことであります。その打刻を受けた後にその所有権保存登記を受けなければならないのであります。その所有権保存の登記を申請し得る者は、本法の確実な施行を確保するに必要あり、建設業法によつて登録を受けた建設業者に限ることとしたものであります。ただ建設業者でありましても、ただいま申し上げました打刻または打

刻番号の検認のない建設機械につきましても、所有権保存の登記を受けられないこととし、また質に入つております建設機械や、差押え、仮差押え、仮処分目的となつておりますような建設機械についても同様これを取扱うことといたしました。従ひまして、もしく誤つてかかる建設機械について登記がされたような場合には、その登記は質権者あるいは差押え、仮差押え、仮処分目的の債権者に対しては効力を生じない旨を、第三条第二項において明確にいたしましたのであります。たとい当該建設機械について抵当権が設定されましても、その抵当権は第三者に対抗できないこととなるわけでありまして、

第四条は、前条の説明の際申し上げた打刻に關する規定であります。第二項において、その打刻または検認の手続等は、すべて政令で定めることといたしました。この打刻または検認は、本源的には建設大臣が実施するのであります。迅速にその事務を行うためには、都道府県知事登録業者の所有する建設機械の場合、または建設大臣登録業者の所有する建設機械でも、遠隔の地にあるような場合には、都道府県知事に打刻させる必要があると思われまので、第三項に委任規定を設けたのであります。またこの打刻は登記官更が形式審査によつて申請を受理し得ることができ得るよう行政官庁が所有権について確認するとともに、抵当権の実行の場合に裁判所が当該建設機械の同一性を確実に認定し得るために行うものであります。従つて打刻記号の真正を確保する必要がありますので、第四項を設けました。なお本項に違反して打刻した記号を毀損した場合

には、第二十九条により一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処することとなつております。

第五条は、第三条の規定によつて所有権保存登記を受けた建設機械について、抵当権を設定し得る旨を宣言したのであります。この抵当権は民法第七百七十五条に規定するいわゆる他の法律に定める物権と解釈いたしてあります。

第六条は、前条の規定によつて創設される抵当権の内容を規定したものであります。民法に規定する不動産の抵当権とまつた同一の内容であります。本条中「債務者又は第三者」とありますのは、本法第三条により、当然建設業法の登録を受けた建設業者に限られるのであります。例外的に、抵当権設定後建設業者が建設業法により登録の取消しを受けたような場合には、建設業者以外の者が該当することになります。またここにいう「第三者」とは、債務者以外の第三者が、いわゆる物上保証人となる場合であります。なお抵当権は質権と対比して目的物の占有を移さない点に特色があり、抵当権設定者が目的物の使用、利益を続けることができまので、建設機械については特に効用を発揮するものと考えられます。また抵当権とそれが担保する債務、すなわち被担保債権との関係については、担保される債権は、必ずしも金銭債権には限りませんが、少くとも金銭に算定してその額を一定できるものであることを要します。

第七条は、對抗要件に關する規定であります。すなわち物権の本質的効力たる排他性は、對抗要件を具備する必要があるものであります。建設機械

は本質的には動産でありますので、民法の一般原則によれば占有が所有権の對抗要件となるのであります。しかし、第三条に關して述べましたように、建設機械については、抵当権を設定せんとする者は、必ず所有権保存登記をさせる必要がありますし、また抵当権は占有の移転を伴いませんので、必ず公簿によつて對抗要件を公示する制度が必要になるのであります。従いまして本条は建設機械の所有権及び抵当権の得喪変更は、登記をしなければ第三者に對抗できないこととしたしました。また登記は、一個の建設機械につき一用紙の建設機械登記簿に記載することとしたしました。なお登記の手続等につきましては、第九條により政令で定めることとしております。

第八條は、登記用紙の閉鎖に關する規定であります。前條に關しまして述べました通り、建設機械は本質的に動産でありますので、不動産的な取扱いは抵当権設定の目的のためにだけ、またその必要の限度においてのみ行われるべきものと考へますので、所有権登記後三十日以内に抵当権の登記がなされないとき、または抵当権の登記が抹消された後三十日以内に新たな抵当権設定の登記がなされないときは、取引の安全をはかるため、登記官吏は当該建設機械の登記用紙を閉鎖し、本来の姿たる動産の取扱いに帰することとしたしました。しかし、当該所有権保存登記に、差押え、仮差押え等の登記がなされているような場合には、法律關係の安定のために公簿によつて規整する必要がありますので、登記用紙を閉鎖しないこととしたしました。

なお、抵当権の効力の及ぶ範圍、不

可分性、物上代位、物上保証人の求償権、抵当権の順位、先取特権との順位、担保される利息等、抵当権の処分、代価弁済、第三取得者の費用償還請求権、共同抵当の代価の配当、一般財産からの弁済及び時効による消滅等について規定しております。第十條から第二十四條までの規定は、民法とまつたく同様の内容の規定であります。

次に、第二十五條は、質権設定の禁止を規定いたしましたものであります。建設機械に關しては、質権が創設されず以上は、さらに動産質権の設定を併行して認めますことは、建設機械を目的とする民事法律關係を錯綜させ、抵当制度の運用を阻害するおそれもあります。また、動産質権の設定を認めた場合、抵当権との順位調整が必要となり、このため質権の登記の道を開く等の必要が生じますので、本法におきましては抵当権設定だけを認めることとしたし、質権の設定を禁止したのであります。なお、自動車、航空機等、すでに存する動産抵当におきましては、本法と同様の取扱いをいたしております。

第二十六條は、強制執行等に關する規定であります。すなわち、建設機械に關して前述のごとく公簿による權利公示の制度が採用されたのに伴ひ、これらの建設機械を目的とする強制執行及び競売手続についても、不動産に準ずる取扱いをする必要があり、また、裁判所において慎重にこれを行はせることを適當とする趣旨から規定したものであります。さらにこの手続につきましては、最高裁判所規則の定めるところにゆだねることとしたのであります。なおこの点につきまして

は、自動車、航空機等の動産抵当法に おいても同様に規定されております。

第二十七條の第一項の規定は、第二條第二項に規定する政令の改正によつて、将来建設機械の範圍が拡大されたようなときに、自動車抵当法との競合を避けるため、道路運送車両法により所有権の登録を受けた建設機械に關しては、その登録がある間は、なお建設機械として取扱われず、自動車抵当法によるものといたしましたものであります。第二項は、前項とは逆に、将来政令の改正によつて建設機械の範圍が狭くなつたような場合に、ただちに抵当権を消滅せしめあるいは即時に実行することとするのは不適当と思われ、そので、さうな場合にも、すでに所有権の登記がなされている建設機械に關しては、この法律による建設機械とみなし、法律關係の安定をはかつた次第であります。

第二十八條は、将来、たとえば前條に規定するようなことが起きた場合に おいて、運輸大臣と建設大臣、登記官 吏相互間の通知義務等を規定する必要 があると考えられますので、必要な手 続その他の細則を政令により規定する ことができるようにいたしましたものであ ります。

第二十九條の罰則につきましては、 第四條の御説明の際に申し上げました が、そのほか、本法の目的を達成する ために競売を免れる目的で抵当建設機 械を隠匿または損壊した者を処罰する 必要があると思ひますので、第三十 條を設けた次第であります。

最後に、以上申し上げましたような 内容を持つ動産抵当制度を確立するに あたりまして、自動車抵当法、道路運

送車両法、登録税法、担保附信託 法、国税徴収法、建設省設置法等の一 部を改正する必要があり、また自動車 抵当法との關係においては経過規定を 設ける必要があり、また、附則十一 項を設けた次第でございます。

はなはだ簡便でございますが、こ れで建設機械抵当法案の逐条説明を終 ります。

○久野委員長 両案に關しまする質疑 は次会に譲ることとしたします。

○久野委員長 土地區画整理法案及び 土地區画整理法施行法案の両案を一括 して議題とし、前會に引續き質疑を続 行いたしますが、その前に、前回の委 員會におきまして瀬戸山、村瀬兩委員 より要求のありました資料につきまし て、説明を聴取したいと存じま す。波江計画局長。

○波江計画局長 前回の委員會におき まして、資料要求並びに御質疑がござ いました点につきまして、説明させて いただきますと存じます。

まず資料要求のございました点でござ います。お手上に、「戦災復興事 業の進捗状況について」「土地區画整 理の総事業費中に占める補償費の割 合」「永小作權の現状について」とい うのをそれぞれ資料にして印刷物にし て差上げておるわけでございますが、 その内容を御説明申し上げたいと思ひ ます。

まず、戦災復興事業の進捗状況は、 ここに掲げてございますように、各部 市別に進捗状況は違つておりますが、 完結都市が四十七、五大都市につき ましては六七、一般都市につきまし ては八八という進捗率を現在におい

て示しておるような状況でございま す。過去九年間におきます戦災復興 事業費と、それに対します補助率につ きましては資料によつて御了承を願ひ たい、かように存じます。

次に、區画整理事業の総事業費中に 占める補償費の割合でございますが、 これは施行主体別にそれぞれ調査いた しました結果を資料にしてお手上に差 上げておるわけでございます。すなわ ち、まず第一は、戦災復興土地區画整 理事業の場合でございますが、これ は、昭和二十七年の実績によりまし て、総事業費と補償費の總額を比率に いたしてはいております。それによ りますと、総事業費に對しまして補償 費の割合は四二・二弱ということに相 なつております。内訳をいたしまして は、建物の移転補償、電柱移転費、墓 地移転費、その他用地補償、こゝうい うことに相なつておるわけでございま す。二番目は、都市計画法の第十三條 に基く土地區画整理事業の場合でござ います。すなわち新しい法律で申し ますれば、公共団体が施行主体になつ ておる場合でございます。その第一の 例は、福井県の大野町の国鉄駅前地区 の區画整理事業の場合でございます。 まし、これによりますと、総事業費中に 占める補償の割合が二四・二弱というこ とに相なつております。第二の例とい しまして、宮崎市における郊外住宅地 区の土地區画整理事業の場合をあげて ございます。これによりますと、総 事業費中に占める補償費の割合は二二 弱といふことに相なつております。 これらはいずれもそれらの都市の状 況、あるいはこの土地區画整理事業の 行われる地区の状況によりまして、当

然変化が予想されるわけでございますが、まず代表的な例と思われるものにつきまして申し上げたわけでございます。

第三番目は、区画整理組合が施行主体であります場合の事業費中に占める補償費の割合でございます。その第一例といたしましては愛知県豊川市における例を掲げてございます。これによりまして、補償費は総事業費の中で九・七％弱、それから第二の例といたしまして、東京の北区郊外住宅地区におきます組合事業の例を掲げてございますが、これによりまして一・六％弱というところに相なっております。これは先ほど申し上げましたように、事業費中に占める補償費の割合が、事業主体別でも違っておりますし、地区によつても違つておるわけでございますが、総括して申し上げられることは、戦災復興事業におきましては、いわゆる郊外地というよりは、むしろ都心部における土地区画整理事業を行つておるわけでございます。さういふ対象とされる地区の状況からいいたしまして、どうしても建物の移転あるいは公共物の移転、それからなお戦災復興事業の性格といたしまして、公共用地をかなり大規模に確保するための手段といたしまして、区画整理を行つております関係から、公共用地を確保するための用地補償というものが当然出て参りますので、事業費における割合というものはさらに高まつて参るといふ結果になつて表れておるわけでございます。公共団体施行の場合は、やはりさういつた意味で公共的な性格が強くなつておる事業を当然執行する建前からいたしまして、やはり戦災復興地区の

場合に準ずるような規定となつて表れて来るものと想像しております。

次に永小作権の現状についての御質問があつたわけでございますが、ここに文章にいたしまして掲げてございまして、結論的に申し上げます、農地改革以後におきまして、この永小作権の状況は、主として設定契約に基づくよりも、むしろ慣行による場合が多いと考へておるのであります。これも農地改革の結果といたしまして、その永小作権の状況というものは漸次減少しておるといふふうになります。その結果が昭和十六年ないし十八年間に於ける設定登記の件数、それから昭和二十六年から二十七年における設定登記の件数につきまして、それ／＼その移動の状況が表れておりますので、これによつて御了承を願ひたい、かように存じます。

なお瀬戸山委員からこの前御質疑がございまして現在の都市計画事業におきまして国の費用負担に関する政令の取扱いでございます。これは御承知のように都市計画法の六条の二におきまして、国がその二分の一を政令の定むるところに基いて負担するということと規定されたわけでございますが、これを施行に移すべき政令が、いまだ未公布の状態になつております。この経緯は実は関係省とも折衝いたしておつたわけでございますが、いまだその要結を見るに至つておりません。さういふ関係におきましては、確かに私どもの建設省といたしましては、努力の足らざるところがあつたと存じますが、今回の法律の制定を機会に、費用負担関係も政令で定めなければならぬ。これによりまして従来の懸案になつてお

りました問題をあわせて推進いたしなすと同時に、この御審議を賜はりまして区画整理法の施行の上に必要なる費用負担関係の政令につきましても、あわせてこの制定の手續の促進をぜひ努力いたしまして、御期待に沿ひ結果にいたしたい、かように考へております。

なお現在特別都市計画法施行令の第九条に、各事業種別の国の補助割合というものが出ておりますが、これは従前の、すでに廃止になりました都市計画法の四条に基く政令の規定でありまして、廃止になつた以上は、この施行令の九条の規定も、当然廃止しなければならぬのであります。その点につきましても、今回の法律に基きまして政令を制定いたします機会に、あわせて整理改廃をすることにしたのであります。かように考へております。

○久野委員長 質疑の申入れがおります。よつてこれを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 今局長から御説明があつたのであります。今審議されております土地区画整理法案は百八条及び百二十一条の関係において、今御説明のあつた都市計画法、特別都市計画法、特別都市計画法の施行令の三法令の現行法の規定に関するものを御尋ねいたします。事は、私が常に申し上げておりますように、ただ法律をつくるだけが行はれておるかどうかも考へておられれば法案を審議しなければならぬ。これは私の建前でありまして、ところが現行法自体が、そのように執行されておらない。これはきわめてふかしぎ千萬である。しかも、これは長い間をうになつておるのであります。それを何

とも異なしないということもおかしなことでありまして、相違ないきさつもあると思ひますが、さういふことでは、われ／＼がどんなに議論をいたした、あるいは慎重審議をいたして法律をつくつても、実行が伴わない。私は、ただ口の答弁だけでは済まされたいから、これについては文書によつて御回答を願ふことを前申申し上げておいたのであります。しかし、今局長が口頭でこのいきさつの説明をされた。過去のことでありますから、あえてこれを追究しようとは思ひません。文書でやられるというところについては、各方面にいろいろさしさわりのあるようにも聞いておりますので、その点は追究いたしません。が、さういふことであつては相ならぬと思ひます。

そこで、私が問題にしたいのは、百八条の費用の負担の問題であります。それは三項目にわかれておりますが、一番問題になるのは第三項——これは、本来ならば事業主体が負担するといふのが当然のことでありまして、それではいけないので、法案の通りに、国がその一部を負担するという制度をここに現わした。そこで「政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する」といふことになつておりますが、これは一体どういふことを意味しておるか、ここでお答え願ひたいのであります。

○渋谷政府委員 政令案の内容でございますが、これは先ほど申し上げました都市計画法の例等も参照いたしまして二分の一負担とする、これを明らかに政令の上で規定いたしたい、かように考へておるわけでありまして、

○瀬戸山委員 私がさういふことを申し上げるのには、たとえば現行の都市計画法の第六條の二に「政令で定めるところに依り」としてあつてこれを定めてない。特別都市計画法の第四條では、その定めてない第六條の二を適用する、そしてその施行令の第九條では、さつき御説明のように四項目掲げてあるけれども、これは廃止になつておられません。さういふことでは困るから、さうやつて聞くのであります。二分の一を負担するという政令を、必ずおつくりになると思ふのであります。間違いありませんか。

○渋谷政府委員 前会から適切な、私どもとしましてはまことに手痛いおしかりと申します。御質問を受けたわけでありまして、実はこの内容は、この政令をつくる上においての大蔵省の折衝との関係におきまして、逐一話に持ち出しておるわけでありまして、さういふ関係からいいたしまして、大蔵省当局との話し合いが最も重点になるわけでありまして、その関係におきまして、大体これを機会に妥結の見通しをいたすことが、かえつて禍を転じて福となすといふことに考へられるわけでありまして、さういふ妥結の線に近づきつゝありますので、ただいま申し上げたやうなことで、二分の一という負担率の関係につきましては、明らかに政令で定めることに御約束申し上げたい、かように存じております。従前誤まつておりましたと申しますか、意図しておりました政令の整備改訂のことにつ

きましては、これもこれを機会に一挙に整理をいたしたい、かように考へております。

しておられるということは、これはこの土地区画整理ということは、何か別にお考えがあれば別でありますけれども、おかしいという気がしますので、どういふわけかわけがあつたらお聞きしたい。なるほど第一項の六号に「その他特別の事情のある宅地」とありますけれども、しかし前に火葬場であるとか區芥焼却場であるとか、あるいは墓地といふものまで並べられておるのに、國民の精神生活の中樞といわれておるようなところに考慮を払われなかつたのは、何か理由があるかといふこ

○ 渋江政府委員　この規定の前身になる規定といたしましては、現在の都市計画法——これは私どもの考えといたしましては、神社、仏閣等に対しての取扱ひを、別に今お話のようなことに よりまして規定をしようという關係はございませんが、しかし御承知のように、現在の戦災復興事業計画等においては、神社、仏閣用地あるいは教会の用地も、かなり換地の対象になつております。しかし国民感情として、あるいは地元の感情といたしまして、現存している神社あるいは仏閣、そういうた

九

の感情の上から行きまして特別扱いを
してもらいたいということとは、わから
ないことではないと思いますが、しかし
建物そのものを由緒あるものとして保
持しようということと、その換地の取
扱いの特別扱いという問題とは、必ず
も一致すべきものではないのであり
まして、その土地々々の状況に應じて
断して何らさしつかえないじやない
。できるだけさような由緒ある建物
土地区画整理事業のためと言つて除

午後零時二十分散會

「参照」

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

[illegible]